

県南広域振興局長告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、衣川土地改良区（奥州市）の衣川土地改良区頭首工等管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

令和6年3月19日

県南広域振興局長 小 島 純

1 取水及び出水に関する事項

(1) 桑畑頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高1.50メートルとする。
- イ 取水期間は、毎年5月17日から翌年5月16日まで（通年）とする。

(2) 大平頭首工

- ア 頭首工の取水位は、ダム水位による。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(3) 有浦頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高2.00メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(4) 板倉頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高0.70メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(5) 北沢頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高1.30メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(6) 立沢頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高2.00メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(7) 南大堰頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高2.00メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(8) 川西堰頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高0.70メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(9) 桑畑堰頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高1.00メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(10) 徳沢頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高1.00メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

(11) 小林頭首工

- ア 頭首工の取水位は、堰高1.50メートルとする。
- イ 取水期間は、営農状況・配水状況に即する期間（通年）とする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

- 3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項
- 4 その他頭首工の管理に関し必要な事項